

## 「地域から広げようリサイクルの輪」 集団資源回収

相模原市では、市内の自治会、子ども会などの地域団体が自主的に行っている資源回収活動を支援することを目的として、「集団資源回収奨励金交付制度」を設けています。

集団資源回収は、「身近な環境学習の場」として、子ども達に物を大切に作る心を育て、会員相互の親睦を深めたり、地域のコミュニティづくりにも役立ちます。

一人ひとりが物を大切に作る心を持ち、みんなで集団資源回収をはじめ、地域からリサイクルの輪を広げましょう。

○奨励金の交付の対象となる品目は、

- (1) びん類（ビールびん・一升びんなどのリターナブルびんに限る）
- (2) かん・金物類
- (3) 紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パックに限る）
- (4) 布類

ただし、家庭から排出したものに限り、事業活動に伴うものを除きます。

○奨励金は、実施団体が対象品目を自ら回収し、市に登録した取扱業者に引き渡した場合に交付します。

### ■ 対象品目と上手な出し方

	対象品目	上手な出し方
びん類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ …リターナブルびん（ビールびん・一升びんなど）</li> <li>×（取扱い不可）…化粧品びん、農薬びん、ガラス食器類、せとものなど</li> <li>※調味料びんなどの雑びんは、取扱いはできますが、奨励金の対象にはなりません。</li> </ul>	<p>フタをはずし、中をよく水洗いする。 集積場所では種類ごとに置く。</p> 
かん・金物類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ …アルミかん・スチールかん、なべ・やかん・ボウルなどの家庭金物類</li> <li>×（取扱い不可）…電気製品（テレビ、掃除機、ドライヤーなど）、鉄くずなど</li> </ul>	<p>空きかんは中を洗い、できるだけつぶし、袋に入れる。</p> 
紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ …新聞、雑誌、ダンボール、紙パック</li> <li>×（取扱い不可）…カーボン紙、ビニール加工紙、油紙、感熱紙など</li> <li>※菓子箱などの紙製容器包装は、取扱いはできますが、奨励金の対象にはなりません。</li> </ul>	<p>種類別に大きさをそろえてひもでしばる。 紙パックはよく洗い、開いて乾かす。 (ビニールやプラスチック、クリップ類は取り除いてください。)</p> 
布類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ …古着（下着、くつ下、セーターなどを含む）、タオル、シーツ、毛布、カーテン</li> <li>×（取扱い不可）…ふとん、じゅうたん、カーペットなど</li> <li>※革製品、制服、汚れのひどい古着などは取扱いできません。</li> </ul>	<p>たたんで、袋に入れる。ボタンやチャックは取らない。 (ぬれるとリサイクルできなくなるので、雨の日は出さないでください。)</p> 

※実際の取扱品目は、回収業者によって異なりますので、事前によく業者と相談してください。

## 集団資源回収の流れ

集団資源回収を実施するにあたって、みんなが気持ちよく参加でき、長く活動を続けていけるよう、大切なことを手順ごとにポイントとしてまとめました。

### 実施前の話し合い

まず、どんな方法で回収するか話し合しましょう。

#### ▶ 目的

資源回収の目的や、収益金の活用方法について会員の十分な理解を得ることが、協力を得るために大切なことです。

#### ▶ 役割分担

どんな仕事があって、何人ぐらいの人員が必要かを整理し、各人の仕事の役割を決めておくと、仕事がスムーズに運びます。一部の役員の負担にならないよう分担することが長続きの秘訣です。

#### ▶ 実施回数・回収日時

毎月第一日曜日など覚えやすい日にすると、定期的な回収となり大きな成果につながります。また、近隣の団体と同じ日にすると、回収する業者の方も助かります。

#### ▶ 取扱品目

紙類、布類、びん、かん、家庭金物が資源化できます。業者と相談し、多くの品目を取り扱しましょう。

#### ▶ 集積場所・回収方法

地域の実情に合わせ、資源を出しやすく、安全な場所を選んで回収を行ってください。また、資源分別回収と混同することがないようにしてください。

### 回収業者の選定

「相模原市集団資源回収取扱業者登録名簿」を御覧になり、業者を選んでください。

決まった業者と回収日時、取扱品目、集積場所、回収方法などをよく相談し、取り決めてください。

### 実施団体の登録

奨励金を受けるためには、実施団体として市への登録が必要です。

#### ▶ 登録できる団体

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、地域において自主的に集団資源回収を継続して定期的実施する、自治会、子ども会・育成会、PTA関係団体、老人クラブ、管理組合等の団体です。

### ▶ 登録の手続き

1. 初めに地区ごとの担当課へ御連絡ください。手続きや資源回収の方法、奨励金交付制度などを御案内します。



2. 「登録申請書」と、奨励金の振込先口座を指定する「口座振替依頼書」を、地区ごとの担当課へ提出してください。



3. 申請内容の確認後、「登録通知書」を送付します。

### ■ 地区ごとの相談窓口

■ 緑区（橋本・大沢地区）、中央区、南区	相模原市役所本庁舎	資源循環推進課	042（769）8245
■ 緑区城山地区	城山総合事務所	城山経済観光課	042（783）8065
■ 緑区津久井地区	津久井総合事務所	津久井環境課	042（780）1404
■ 緑区相模湖地区	相模湖総合事務所	相模湖経済観光課	042（684）3240
■ 緑区藤野地区	藤野総合事務所	藤野経済観光課	042（687）2119

※登録事務は、資源循環推進課が一括して取り扱います。

### 回収のお知らせ

実施が決まったら、回覧板や地域の掲示板などで、回収の日時、取扱品目、集積場所などを地域の方々にお知らせしてください。会員だけでなく、地域ぐるみの協力を得ることも大切なことです。

間違えた日に出したり、業者の取り扱えない品物を出されると、その処理が役員の負担となるので、お知らせは正確に行ってください。



### 回収当日

#### ▼ 資源の持ち出し

決められた時間に各家庭から資源を持ち出し、品目別に整理します。

#### ▼ 業者への引き渡し

引き渡しにはできる限り立ち会ってください。品目、数量などをお互いに確認し納得し合うことも、業者と良い関係を保つうえで大切です。

#### ▼ 集積場所の清掃

次回も気持ちよく利用できるよう、きれいに片付け清掃しましょう。場所や用具を借りた場合は、そのお礼も忘れずに。



## 実施後

### ▶ 資源買取証明書の受領

回収業者から「資源買取証明書」を受け取り、品目、数量など記入内容をよく確認してください。

### ▶ 奨励金交付申請書の提出

「実績報告書兼奨励金交付申請書」に、代表者が漏れなく記入押印し、回収業者から受け取った「資源買取証明書」の内容を確認のうえ申請書に添付し、回収実施後、おおむね1週間以内に地区ごとの担当課に（直接あるいは郵送で）提出してください。

また、各区役所・まちづくりセンター・出張所・連絡所の窓口を経由して提出することもできます。

## 結果の報告

会員や地域の皆さんに回覧等で回収実績を知らせることも大切です。会員の励みにもなり、今後の回収への協力も得やすくなります。

## 奨励金を交付します

### ■ 交付方法

奨励金は3か月分をまとめて年4回、あらかじめ指定された口座へ振り込みます。

支払い月は8月、11月、2月、5月です。

※支払い事務は、資源循環推進課が一括して取り扱います。

### ■ 交付額

実施した集団資源回収の総回収量について、1キログラムあたり7円の単価を乗じた金額を交付します。（対象品目を、市に登録した取扱業者に引き渡した場合に交付します。）